

重層的支援体制整備事業(試行)の報告

令和7年1月29日

保健福祉支援部保健福祉課

包括的な支援体制整備に関する経緯

	国	港区
平成30年度	改正社会福祉法の施行 区市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定	
令和元年度		包括的な支援体制について検討開始
令和3年度	改正社会福祉法の施行 「重層的支援体制整備事業」の創設	
令和4年度		「福祉総合窓口」の設置
令和6年度		★重層的支援体制整備事業 試行実施
令和7年度		★重層的支援体制整備事業 開始予定

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、属性を問わない包括的な支援体制を構築するために、重層的支援体制整備事業が創設されました。区は事業の一部を港区社会福祉協議会へ委託し、令和6年度試行実施、令和7年度の開始を目指します。

【参考】

・実施自治体数	(令和3年度) 42自治体	(令和4年度) 134自治体	(令和5年度) 189自治体	(令和6年度予定※) 346自治体
・特別区実施自治体数	(令和3年度) 1区	(令和4年度) 3区	(令和5年度) 6区	(令和6年度予定※) 11区

※令和5年10月時点

